



第4章 計画の推進と評価

1 計画の推進体制

本計画を円滑に推進するために、次のとおり推進体制を構築します。多くの主体との連携を進め、市民等、関連団体等の意見を反映させながら実効性のある施策を推進します。

(1) 平塚市空家等対策協議会

市民等をはじめとする各分野のそれぞれの立場からの意見聴取、連携や調整を行いながら、空家等対策を総合的に推進します。

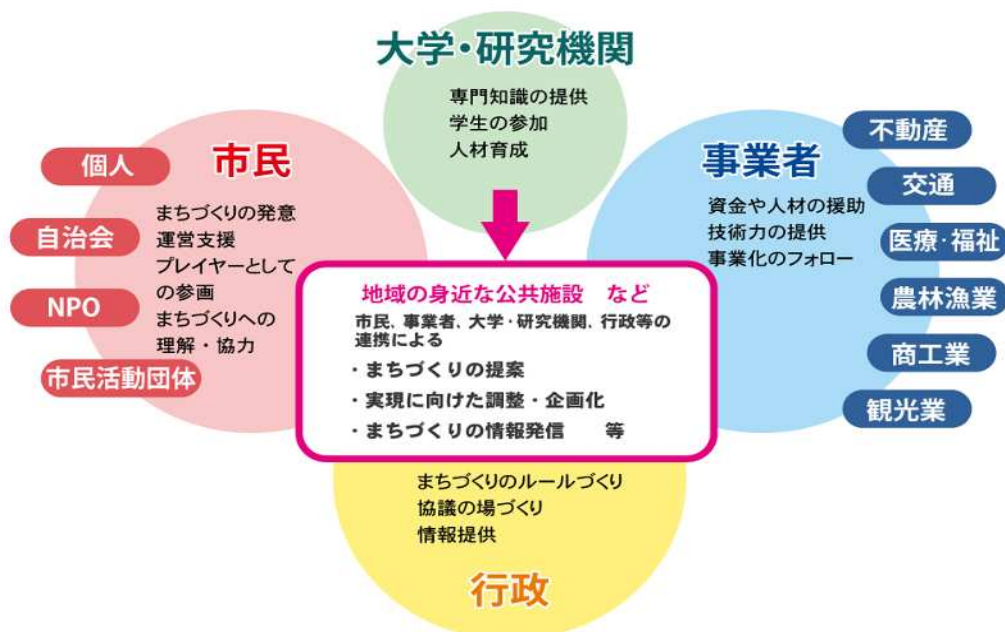
(2) 庁内連携体制

情報共有や意見交換により、関連する部署が密接に連携を図りながら、空家等対策を推進します。

(3) 協働による連携体制

空家等対策を含むこれからのまちづくりには、行政はもとより、市民等や事業者等の空家等を取巻く多様な主体との連携が不可欠です。このことから、地域をはじめとする様々な主体との連携・交流により、空家等対策を進めるためのプラットフォーム（連携の土台となる場）づくりを進め、互いに情報交換、情報共有、情報発信しながら、空家等対策を推進します。

【プラットフォームの連携イメージ】

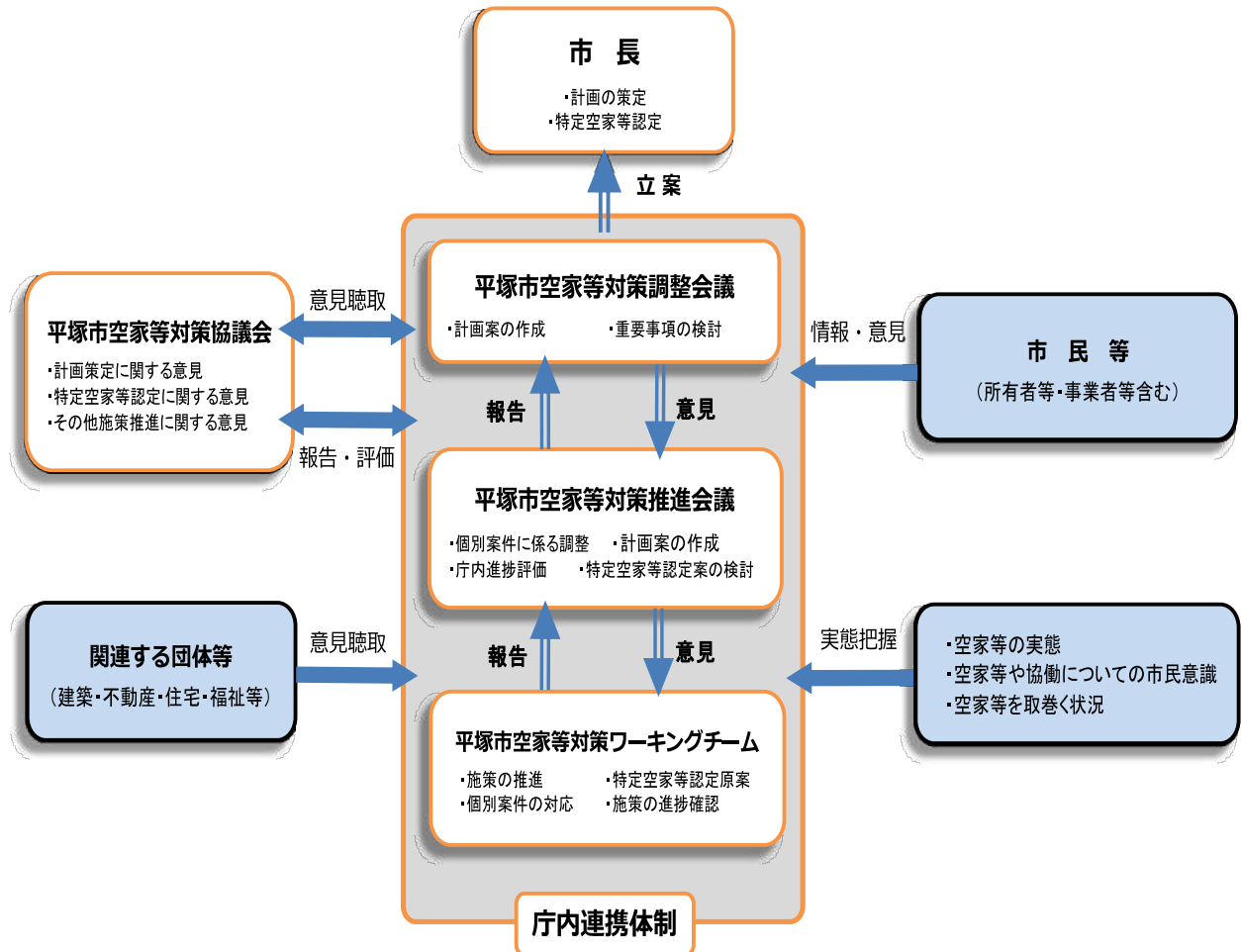


出典：平塚市都市マスタープラン（第2次）別冊

2 計画の評価

具体的取組に基づく進捗の評価を行うほか、計画期間の中間年度において、自治会アンケート等により空家等を取巻く実態の把握を行うことで、本計画推進の成果を測るものとします。

【推進体制と評価イメージ】



3 計画の見直し

本計画の効率的な運用を図るため、5か年の計画年度のうち、中間年において、施策の進捗評価や意識調査、実態調査等の結果等に基づき、必要に応じて計画の見直しを行います。計画の見直しの際には、広く市民等や事業者等から意見を募り、施策に反映させるものとします。